

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
https://ssl.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

第149号

2020年1月に施行された米国バイオ工学食品情報開示基準ですが、義務化となる2022年1月まであと半年となり、これまで米国に食品を輸出されていた方はすでに取組をされていると思いますが、今後輸出を検討される方も多いため、この機会に日本の制度との違いや注意点を整理してみたいと思います。

【ポイント】
・バイオ工学食品(以下「BE食品」とは、遺伝子組換え食品を指す)
・組換え遺伝子が検出される場合は表示の対象となる(意図せず混入は除く)
・対象食品は「BE食品(も)」は「BE食品の原材料を含む」の表示が必要となる

BE食品とは
USDA(米国農務省)によると、「特定の組換え技術によって変更された検出可能な遺伝子物質を含む食品または従来の育種では作成できない、もしくは自然界に存在しない食品」と定義されています。情報開示をしなければならない原材料であるかどうかを事業者が判断できる場合、USDAは以下のBE食品リストを作成し公開しています。

アルファルファ、リンドウ(Arctic種)、キャノーラ、パインナップ、綿花、ナス(BARI Begun種)、パパイア、フシボク、ジャガイモ、サケ(AquAdvantage)、大豆、カボチャ(summer)、テンサイ

なお右記リストに掲載されていない食品の場合でも、バイオ工学による食品であると記録があるものについては、適切に開示する必要があるとされています。

情報開示の方法
容器包装の主要面または情報パネル部分に、「bioengineered food」(BE食品) または「contains a bioengineered food ingredient」(BE食品の原材料を含む)と表示します。表示方法としては、「文字」で表示する、「シンボル」

米国バイオ工学食品情報開示基準について ～日本の遺伝子組換え表示制度との違いと輸出時の注意点～

「ORコールド」を掲載する、「ORコールド」で応答できる旨の表示をするなど、大きく4つの方法があります。その他、小規模事業者には電話番号やURLでの表示も認められています。イメージしやすいように、以下にUSDAの消費者向けパンフレットの一部分を引用します。

日本の遺伝子組換え表示制度との違い
日本から米国に食品を輸出しようとする事業者は、両国の制度の違いを知っておく必要があります。両国の制度の主な違いについて、次のように整理してみました。



対象食品
【BE食品情報開示基準(米国)】アルファルファ、リンドウ(Arctic種)、キャノーラ、パパイア、フシボク、ジャガイモ、サケ(AquAdvantage)、大豆、カボチャ(summer)、てん菜、およびこれらの原材料とする加工食品。その他バイオ工学による食品である記録があるもの。
【遺伝子組換え表示制度(日本)】大豆、とうもろこし、ばれいしょ(イモ)、なたね(キャノーラ)、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイアの8農産物と、これらを原材料とする3加工食品。
対象原材料重量割合の基準
【BE食品情報開示基準(米国)】なし
【遺伝子組換え表示制度(日本)】表示義務は「主な原材料(重量割合上位3位以内かつ5%以上)」に限られる。

対象外の食品
【BE食品情報開示基準(米国)】高度に精製されており組換え遺伝子が検出されない食品(砂糖や油脂等)
【遺伝子組換え表示制度(日本)】組換え遺伝子またはこれにより生じたたんぱく質が残留しない食品(従来のものと組成、栄養価等が著しく異なる遺伝子組換え農産物およびその加工品を除く)。また対象原材料が「主な原材料」に該当しない食品。
義務表示の種類
【BE食品情報開示基準(米国)】
・ bioengineered food」(BE食品)
・ contains a bioengineered food ingredient」(BE食品の原材料を含む)
【遺伝子組換え表示制度(日本)】
・ 「遺伝子組換え」
・ 「遺伝子組換え不分別」
・ 「〇〇遺伝子組換え」(高オレイン酸等)
任意表示の種類
【BE食品情報開示基準(米国)】
・ derived from bioengineering」
・ ingredient(s) derived from a bioengineered source」
【遺伝子組換え表示制度(日本)】
・ 「遺伝子組換えでない」
・ 「ただし2023年4月より、組換え遺伝子が検出されない場合に限られる」

表示方法
【BE食品情報開示基準(米国)】文字、シンボル、マーク、QRコード等、またはテキストメッセージで応答できる旨を容器包装に表示。
【遺伝子組換え表示制度(日本)】文字により容器包装に表示。
意図せず混入率の閾値
【BE食品情報開示基準(米国)】5%
【遺伝子組換え表示制度(日本)】5%(分別生産流通管理が適切に行われている場合)
免除される食品
【BE食品情報開示基準(米国)】食肉、野禽、卵製品、重量割合上位2位までの食品。食品にわずかなレベルで存在し、食品に技術的または機能的効果を持たない偶発的な添加物(21 CFR 101.100(a)(3))。外食(レストラン等)、零細事業者の食品。
【遺伝子組換え表示制度(日本)】添加物。外食(食品表示基準として)。(川谷)

上記のとおり、米国ではとりわけ次の3点は日本の制度と大きく異なるため、注意しておく必要があるといえるでしょう。
① 原材料重量割合の基準がない(上位4位以下5%未満であっても、組換え遺伝子が検出される場合は対象となる)
② 分別生産流通管理にあたる基準がない(「不分別」といった可能性表示は米国では使用できない)
③ 「遺伝子組換えでない」表示にあたる基準がない
※1 反対に日本に輸入する場合には、「分別生産流通管理」「安全性審査」を確認する必要があります。
※2 日本の「遺伝子組換えでない」表示は「検出されない」条件へと厳格化されています(2023年4月)。
なお米国では外国語の表示に対する基準もありませんので、容器包装に日本語表示を残す場合は、この制度改正時には同様に注意されるべきでしょう。

参考サイトと判断ツール
USDAは、事業者がBE食品情報開示基準の対象となるかを判断しやすいよう、WEBサイト上で判断ツールを公開しています。質問に対してYES/NOで回答を進めると、左記画像のような質問が表示され、その場で表示対象か対象外の原材料(BE食品)リストにあるもの(1)が検出されている場合は、まずは「検出されるかどうか」を確認し、その後「このように情報開示するか」を検討する流れになると思います。2022年1月施行、2022年1月義務化というスケジュールですので、今後米国に食品の輸出を検討される方は、注意して確認をされるようお願いいたします。(川谷)

Is this a bioengineered food?

Yes, the ingredient is on the List of Bioengineered Foods or is produced from a food on the List.

Does the ingredient contain detectable modified genetic material?

Yes, the ingredient contains detectable modified genetic material.

No, the ingredient does not contain detectable modified genetic material.

参照：
BE DISCLOSURE (USDA: 米国農務省)
https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/be
Decision Tool
https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/be/zingtree
BE食品情報開示基準(米国)
https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/be/bioengineered-foods-list

ミニコラム 玄米及び精米に係る食品表示制度の改正について

令和3年3月17日に食品表示基準の一部を改正する内閣府令が公布されました。改正の内容は、玄米及び精米に係る食品表示制度についてです。こちらの施行は令和3年7月1日で約1か月後となりますので、施行日を前に改めて今回の改正内容について触れてみたいと思います。

■玄米及び精米に関する表示の改正の概要と、基本的な表示の考え方について
＜概要＞

- ① 農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件として、当該産地、品種及び産年の表示を可能とし、
- ② 農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするともに、
- ③ 生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を一括表示枠内に表示できるように、食品表示基準を改正。

＜基本的な表示の考え方＞

単一原料米と表示する場合

- 産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保管している原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記します。
(この場合の産地は、国産品にあっては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名又は一般的に知られている地名を表示します。)

単一原料米以外の原料玄米を表示する場合

- 単一原料米に該当しない原料玄米については、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種及び産年が同一でない旨を表示し、その産地及び使用割合を併記します。その場合には、国産品及び輸入品の原産国ごとに使用割合の高い順に表示します。
- 産地、品種又は産年を表示したい場合は、その根拠を示す資料を保管すれば、表示の「原産国名及び使用割合」の次に括弧を付して産地、品種又は産年を使用割合と併せて表示することができます。

表示事項の根拠となる情報の確認方法の表示

産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合において、その表示事項の根拠となる情報の確認方法を表示することができます。

引用：『玄米及び精米に係る食品表示制度の改正について』令和3年3月(消費者庁食品表示企画課)

今回の改正により、改正前の食品表示基準第23条第2項第1号で規定されていた「未検査米の原料玄米にあっては、品種又は産年を表す用語」が表示禁止事項から削除されました。また、食品表示基準Q&Aも3月17日に改正され、玄米及び精米に関する事項について新たな内容が追加されています。

■具体的な表示例について

食品表示基準 Q&A(玄米精米-2) 3.④に挙げられている表示例をいくつか見てみたいと思います。

【農産物検査法による証明を受けている場合】

(表示例1) 全ての原料玄米について、農産物検査法による証明を受けている場合で、その確認方法を表示する場合①

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米(農産物検査証明済)		
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産

【原料玄米の一部について農産物検査法による証明を受けている場合】

(表示例4) 産地、品種又は産年が異なる、産地、品種及び産年の根拠資料を保管していない又は産地、品種及び産年を表示しない原料玄米を2割と、農産物検査法による証明を受けた原料玄米を8割使用した場合であって、その確認方法を表示する場合

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産			10割
	(〇〇県 〇〇ヒカリ 〇〇年産 農産物検査証明による)			8割

今月の「お気に入り」言葉

Action speak louder than words.

(ことわざ)

【農産物検査法による証明を受けていない場合】

(表示例6) 産地、品種及び産年について根拠資料を保管しており、その確認方法を表示する場合

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米(〇〇ライスの自主基準による確認済)		
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産

※ 当社の自主基準では、〇〇〇〇〇〇の確認を行っています。

なお産地、品種及び産年の根拠を確認した方法の表示は、表示内容に責任を有する者が任意で表示することができる表示事項であり、義務表示ではないため、必ず表示しなければならないということではありませんが、消費者の自主的かつ合理的な選択に資する表示事項であることから、表示することが望ましいと考えられています。(食品表示基準 Q&A(玄米精米-3))

■根拠資料について

食品表示基準 Q&A(玄米精米-19)では、産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料について、次のように記載されています。

- 2 具体的には、生産段階の資料として、
 - ① 農産物検査法による証明を受けたものにあつては、農産物検査証明書(輸入品のうち、輸出国の公的機関等による証明を受けたものにあつては、輸出国の公的機関等による証明書)又は農産物検査法による証明を受けていないものにあつては、ア どのような種苗を用いて生産されたかが分かる資料(種苗の購入記録等)及びイ 全体の作付状況に対する品種ごとの作付状況が分かる資料(水稲共済細目書異動申告書、営農計画書、営農日誌等)などが考えられます。
 - ② 原料米穀を当該製品に使用した実績が分かるもの(調製、精米及び小分けした米についての指示書、原料受払簿、精米記録、とう精台帳、仕様書等)などが考えられます。
- 3 また、上記2の①又は②に加え、流通段階の資料として流通実態に応じて、
 - ① 原料米穀について、産地、品種又は産年が記載されている規格書、送り状、納品書、通関証明書(輸入品の場合)等及び
 - ② 原料米穀を当該製品に使用した実績が分かるもの(調製、精米及び小分けした米についての指示書、原料受払簿、精米記録、とう精台帳、仕様書等)などが考えられます。
- 4 いずれにしても、製品に使用されている原料米穀について、原料米穀と製品の相互の関係が明らかとなる資料を保管することが必要であり、確実に当該原料米穀についてトレースができない場合は、根拠を示す資料を保管しているとはみなされません。

これらの表示の根拠を示す資料の保管は、消費者に販売される製品の表示内容に責任を有する者が調製年月日、精米年月日又は輸入年月日から3年間保管する必要がありますが、根拠を示す一部の資料を生産者等が保管しても問題ない場合もありますので、食品表示基準Q&Aをご参照ください。

また、今回の食品表示基準の一部改正では、「消費者の選択に資する適切な表示事項」の一括表示枠内への表示が可能となりました。こちらは消費者の選択に資する情報であれば、生産者や販売者が創意工夫し、付加価値として消費者に訴求したい情報を一括表示欄に記載できるものです。具体的には、生産者名、保存方法、分つき米である旨、食味を表す分析データ、品評会等での受賞歴など、消費者が商品を選択する上で参考になる情報が考えられます。

玄米・精米を扱う事業者の方にとって大きな改正と思われますが、表示可能な内容・要件等をご確認いただき、今後の表示についてご検討いただく機会となればと思います。

(齊藤)

【参照】

玄米及び精米に係る食品表示制度の改正について

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms202_210513_01.pdf

食品表示基準 Q&A 別添 玄米及び精米に関する事項

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms101_210317_12.pdf



新しい社員のご紹介

5月より入社した香港出身のオフィーリア・チャンと申します。趣味は着物、旅行、そしてフィルム撮影です。連休は旅に出ることが多く、全都道府県制覇は残り9県です。コロナが収束したらまた旅にでたいです。これからは仕事を真剣に取り組み、早く覚えていきたいと思っています。精一杯頑張りますのでよろしくお願い致します。

(オフィーリア)

※ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ customer@label-bank.co.jp